

指摘事項	措置内容	措置状況
<p style="text-align: center;">ユニバーサルデザイン・案内サイン</p> <p>区庁舎については、市民にとって最も身近な施設のひとつであり、障害者や高齢者、乳幼児を連れた者など、すべての市民にとって安全で利用しやすいことが必要である。</p> <p>各区役所ともおおむね整備基準を満たしているものの、視覚障害者誘導用ブロックについて階段及び傾斜路の踊り場部分等に設置されていない事例や相談窓口のカウンターについて、車いす利用者のひざや足元の入るスペースを設けるための下部の奥行きが記載用カウンターの整備基準である45cmを下回っている事例、総合案内表示板に点字案内が設置されていない事例などが見受けられた。</p> <p>すべての市民が安心して利用できる庁舎とするため、各区役所の管理者は、庁舎内の施設を最新の特定施設整備基準に照らして再度点検し、改善方を検討して可能なものについては、早期に改善するべきである。</p> <p>また、窓口でのプライバシー保護対策についても、改善を検討するべきである。</p> <p>特に庁舎の建て替え、大規模修繕の際には最新の整備基準を遵守するよう十分注意するべきである。</p> <p style="text-align: center;">（各区総務課，市民参画推進局区政振興課）</p>	<p>相談窓口用のカウンターの構造が基準を下回る(下部の蹴り込みの奥行きが45cm未満)ことや、常設の授乳室が設置されていないなど、確かに現状で不適合の部分がある。</p> <p>予算上のことでもあり、早期にすべての施設の改善をすることは困難であるが、たとえば、車いす利用の方にもできるだけ支障なく利用していただけるよう、別にテーブルを設置したり、乳児健診のときなどは5階の会議室を利用して臨時的授乳室を設けたりするなど、改善方を検討し、必要に応じた対応をとるよう心がけている。</p> <p>抜本的な施設の改善については、大規模改修の際に十分検討してまいりたいと考えている。</p> <p style="text-align: right;">（東灘区総務課）</p> <p>相談窓口カウンターの蹴り込みが45cmを下回っており、現在の形状は、条例には適合してない（既存不適合）ので、今後庁舎等の大規模な修繕等を実施するときにあわせて、適合したものにしたい。</p> <p>平成4年条例制定当時は努力義務であったが、関連法令の改正により平成14年10月1日から義務化されている。当庁舎の建築着工は14年2月17日である。</p> <p>窓口のプライバシーボードについては、保護課などから、要望があるが、必要な部署が事業所管局と協議して、予算確保のうえ、設置することとしている。</p> <p style="text-align: right;">（灘区総務課）</p> <p>視覚障害者誘導用ブロックについては、階段および敷地内傾斜路の踊り場に設置できていないが、今後、市民参画推進局、都市計画総局とも協議し、順次、対応していく。</p> <p>相談窓口のカウンターについても、同様に改善していく。</p> <p>総合案内板については、関係機関の</p>	<p>措置方針等</p> <p>措置方針等</p> <p>措置方針等</p>

指摘事項	措置内容	措置状況
	<p>意見，ふれいあいの市民サービス実行委員会等での議論を踏まえ，点字案内の導入など，より使い勝手のよいものにリニューアルをする。</p> <p>窓口でのプライバシー保護対策については，一部の窓口において実施できていないが，レイアウトの変更・改修等に合わせ，改善を検討していく。</p> <p>今後も，大規模修繕に際しては，市民参画推進局，都市計画総局等ともよく協議し，最新の整備基準を遵守して行きたい。</p> <p style="text-align: right;">（中央区総務課）</p> <p>全ての区民が安心して利用できる庁舎とするため，庁舎内の施設を再度点検した。プライバシー保護対策用衝立や視覚障害者誘導用ブロックの設置など，優先順位を考慮し，実施可能なものから取り組んでいきたい。</p> <p>また庁舎建替えにあたっては，営繕担当課とも十分協議し，最新の特定施設整備基準を遵守する。</p> <p style="text-align: right;">（兵庫区総務課）</p> <p>視覚障害者誘導ブロックについては，庁舎内の階段踊り場・執務室出入口等に設置し，案内表示板についても，用件別に変更するなど改善した。相談窓口には，車椅子利用者カウンターを設置し，オストメイトなど多機能トイレも整備しており，様々な市民の方に利用しやすい庁舎を目指してきた。</p> <p>また，プライバシー保護対策として，仕切り板を設置したり，相談室を設けている。</p> <p>案内表示の点字・外国語表示や，案内カウンターの全面設置などはまだ整備が遅れているが，実現可能な箇所から改善していきたい。</p> <p>当区では，庁舎の建て替えが予定されているが，ユニバーサルデザインを考慮し，全ての市民が利用しやすい庁舎を目指したい。</p> <p style="text-align: right;">（北区総務課）</p> <p>長田区総合庁舎（平成 5 年 12 月竣工）は，視覚障害者誘導用ブロックを</p>	<p>措置方針等</p> <p>措置方針等</p> <p>措置方針等</p>

指摘事項	措置内容	措置状況
	<p>設置するなどすべての市民が安全に利用できる施設を目指して整備しているが、現在の福祉のまちづくり条例に基づく新たな施設整備の基準には、適合しない部分が生じている。</p> <p>長田区では、さらなる市民サービス向上に向けて、職員による特別チームを編成して検討を進めており、その取り組みの一環として、庁舎外の案内表示の改善や、一部窓口にプライバシー保護のため仕切り板を設置するなど、予算の範囲内で優先順位をつけながら順次改善を行ってきたところである。</p> <p>今後もユニバーサルデザインの推進の観点から、大規模な修繕等を実施する際には、施設整備基準に適合するよう努めるとともに、わかりやすく、利用しやすく、心地いい区役所づくりを進めてまいりたい。</p> <p style="text-align: center;">（長田区総務課）</p> <p>庁舎完成時に整備基準を満たしていなかった、庁舎南側玄関の視覚障害者誘導用ブロックについては、階段及びスロープの始点・終点に設置した。</p> <p>相談窓口のカウンターについて、車いす利用者のひざや足元の入るスペースを設けるための下部の奥行きが記載用カウンターの整備基準である45cmを下回っている該当課については、ミーティングテーブルや相談室を活用することで対応する。</p> <p>総合案内表示板への点字・用件別案内及び多言語表記、ユニバーサルデザイン対応トイレの標識・表示、専用授乳室の表示については、現在整備に向けて準備中で、早急を実施する予定である。整備後も、情報を随時更新する。</p> <p>点字ブロック敷設の通路に設置していた備品が通行の妨げとなっていたが、点字ブロックの移設を行い改善した。</p> <p>今後も、市民にとって最も身近な施設のひとつである区役所庁舎が、すべての市民にとって安全で利用しやすいものとなるよう努めていく。</p> <p style="text-align: center;">（須磨区総務課）</p>	<p>措置方針等</p>

指摘事項	措置内容	措置状況
	<p>視覚障害者誘導用ブロックの色や踊り場部分の設置については、レバンテ管理事務所と協議し計画的に改善する予定である。</p> <p>外国語表記についてはサービス向上委員会で必要な場所や必要な情報を検討し設置する予定である。</p> <p>カウンターの奥行については、予算面の問題がありすぐに着手することは困難であるが、今後計画的に交換していきたい。</p> <p>相談カウンターの間仕切り板は設置を完了した。</p> <p>オストメイトの設置については、レバンテ垂水1階の共用部分の市民トイレへの設置に向けてレバンテ管理事務所と協議を行う。</p> <p>現在、相談室を必要な時に授乳室として代用しているが、常設の授乳室の設置に向けて検討している。</p> <p style="text-align: right;">(垂水区総務課)</p>	措置方針等
	<p>視覚障害者誘導用ブロックおよび相談窓口カウンターについて整備基準を満たすためには、多額の改修工事費が必要となってくることから、すぐに着手することは困難であるが、今後も引き続き予算確保に努めていきたい。</p> <p>窓口でのプライバシー保護対策についても、改善の必要性については認識しているが、スペースや予算の問題もあるので、引き続き検討していく。</p> <p style="text-align: right;">(西区総務課)</p>	措置方針等
	<p>市民の方が安心して利用できる庁舎にするため、ユニバーサルデザインの導入やプライバシー保護への配慮の必要性については十分認識しており、これまで各区役所トイレのUD化(オストメイト対応等)や、エレベータ改修時に音声案内の設置(中央区)などを行ってきている。</p> <p>各区の庁舎の建設年次や状況が異なるため、その区に応じた改善・改修を進めていく必要があるため、区の意見も聞きながら厳しい予算状況の中でも来庁者の利便性から優先順位を考慮し、今後も引き続き改善に取り組んでいきたいと考えている。</p>	措置方針等

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置状況
	<p>また、庁舎の建替え、大規模修繕については、営繕担当課とも十分協議しながら進めていきたいと考えている。 （市民参画推進局区政振興課）</p>	
<p>区行政総合調整会議</p> <p>神戸市区行政の総合調整に関する規則（昭和48年3月制定）に基づき、各区役所に「区行政総合調整会議」が設置されている。規則では月1回の定例会の開催が規定されているにもかかわらず、現在は規則どおりに開催をしていない区役所が4区あった。</p> <p>この規則は、区役所と各区の区域を所管する事業所等との相互の連絡調整を円滑にし、行政効果の向上に資することを目的としており、本来規則に則した運営を行うべきものである。しかしながら、現在では規則で定められている会議の構成員である事業所長等は、区役所職員を兼務することが多くなっており、またICTの発達により情報共有も容易になっている。区の特性等に応じた会議の運営が行えるように、規則の見直しも含めて検討すべきである。 （東灘区・西区まちづくり課，中央区・北区まちづくり推進課，市民参画推進局市民協働推進課）</p>	<p>平成25年度より、規則の規定どおり、行政総合調整会議を毎月1回開催することとした。 （東灘区・西区まちづくり課，北区まちづくり推進課）</p> <p>中央区行政総合調整会議の開催に向け、会議の構成員となる関係部局との調整を行っている。 （中央区まちづくり推進課）</p> <p>会議の開催にあたっては、各区の判断により規則に定められた構成員の他にも警察署や校長会、大学、区民ホール館長等をメンバーに含め広く情報や課題の共有を行っており、規則に掲げられた「相互の連絡調整の円滑化」に効果をあげていると認識している。</p> <p>しかしながら、規則の施行から40年が経過し、当初の趣旨であった「区長が区内行政の進捗状況を常時把握する」点については、昨今のICTの発達により情報共有が容易になっていることや、この会議以外にも情報交換や意見交換を行う機会があることから、今後、各区の実情に応じて柔軟かつ実質的に会議を運用してもらえよう、規則の改正について検討を行う。 （市民参画推進局市民協働推進課）</p>	<p>措置済</p> <p>措置方針等</p> <p>措置方針等</p>